十一　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）
十二　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

第二十二条第一項に次の一号を加える。

十四　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

第二十二条第二項中「前項に掲げるもののほか、」を削り、同項に次の一号を加える。

八　前項各号に掲げる法律

第二十六条第一項中「指定障害福祉サービス事業者」の下に「（療養介護を提供するものを除く。）」を加え、同項各号を次のように改める。

一　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
二　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）
三　第二十二条第一項各号に掲げる法律

第二十六条第二項中「前項に掲げるもののほか」を削り、同項各号を次のように改める。

一　健康保険法
二　第二十二条第一項各号及び第二項各号（第八号を除く。）に掲げる法律
三　前項各号（第三号を除く。）に掲げる法律

第二十六条の十中「次のとおり」を「第二十二条第一項各号に掲げる法律」に改め、同条各号を削る。

第二十六条の十六各号を次のように改める。

一　第二十二条第一項各号に掲げる法律
二　第二十六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる法律

第三十八条中「次のとおり」を「第二十二条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第十三号並びに第二項各号（第八号を除く。）に掲げる法律」に改め、同条各号を削る。

第四十二条各号を次のように改める。

一　第二十二条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第十三号並びに第二項各号（第八号を除く。）に掲げる法律
二　第二十六条第一項各号（第三号を除く。）及び第二項第一号に掲げる法律

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令を施行するために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

2　第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第四条第六号若しくは第七号、第二十五条の七第一項第九号、第十号若しくは第二号若しくは第二項第八号（同条第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。）、第二十五条の十二第一項第三号（同令第二十五条の七第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。）若しくは第二項第二号（同令第二十五条の七第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。）、第二十七条の十一第一項第一号（同令第二十五条の七第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。）若しくは第二項第二号（同令第二十五条の七第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。）、第二十七条の十八第一号（同令第二十五条の七第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。）又は第三十五条の五第六号（同令第二十五条の七第一項第十二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は施行日以後にこれらの規定に規定する法律若しくはこれらの規定に規定する法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者について適用する。

（生活保護法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の生活保護法施行令第四条の二第二十四号又は第四条の三第二十七号の規定は、施行日以後にした行為により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の規定により罰金の刑に処せられた者又は施行日以後に同法若しくは同法に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者について適用する。

（消防法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第五条の規定による改正後の消防法施行令別表第一(六)項ハ(3)に掲げる幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園に限る。以下この項において同じ。）及び同表(九)項イに掲げる防火対象物であって幼保連携型認定こども園の用途に供される部分が存するものにおける屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び避難器具に係る技術上の基準については、同令第十一条、第十二条、第十九条及び第二十二条から第二十五条までの規定にかかわらず、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第七条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に係る部分に限る。）、第十四条の二（同法に係る部分に限る。）又は附則第三条（同法に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にした行為により同法の規定により罰金の刑に処せられた者について適用する。

（介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第八条の規定による改正後の介護保険法施行令第三十五条の二第二十三号又は第三十五条の五第二十六号の規定は、施行日以後にした行為により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は施行日以後に同法若しくは同法に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者について適用する。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第九条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第三十五条の二第二十三号又は第三十五条の四第二十六号の規定は、施行日以後にした行為により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は施行日以後に同法若しくは同法に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者について適用する。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第十条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十二条第一項第十号から第十二号まで若しくは第二項第八号（同条第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）、第二十六条第一項第三号（同令第二十二条第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）若しくは第二項第二号（同令第二十二条第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）、第二十六条の十（同令第二十二条第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）又は第二十六条の十六第一号（同令第二十二条第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する法律若しくはこれらの規定に規定する法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者について適用する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
厚生労働大臣　田村　憲久